

2019年8月吉日

お客様各位

株式会社 I I C パートナーズ

## 消費税改正に伴う取扱いについて

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立て賜り誠にありがとうございます。

さて、表題の件につきまして、2019年10月1日から消費税率が10%に引き上げられます。

つきましては、2019年10月1日からのお取引金額につきまして下記の通りとなりますのでご案内させていただきます。

敬具

### 記

#### 1. サポートサービス料・ソフト使用料

弊社では、1年分の対価をご入金いただいた時点で収益に計上しております。

そのため、国税庁公表の『平成31年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税等に関する経過措置の取り扱いQ&A』（問6）に則り、下記の通りご請求させていただきます。

- ①ご請求の対象期間が2019年9月30日以前の場合 8%
- ②ご請求の対象期間が2019年10月1日以降の場合 10%
- ③ご請求の対象期間が2019年9月30日と2019年10月1日の両日を含む場合
  - A. 2019年9月30日までにご入金いただく場合 8%
  - B. 2019年10月1日以降にご入金いただく場合 10%

なお、③に該当する場合で、暫定的に消費税を8%でご請求させていただいた契約につきましても、2019年9月30日までにご入金いただけなかった場合には、消費税の差額分（2%分）を追加でご請求させていただくことになります。

#### 2. 上記以外の業務委託料

下記の通りご請求させていただきます。

- ①サービスのご提供が2019年9月30日以前に行われた場合 8%
- ②サービスのご提供が2019年10月1日以降に行われた場合 10%

（注）弊社と既に取り交わさせて頂きましたご契約書記載金額が旧消費税率（5%または8%）で記載されておりましたが、上記の取扱いとさせていただきます。

以上